

炭坑絵馬の「請元、北島恵助」に関する資料

細川, 章
多久市立図書館

<https://doi.org/10.15017/13551>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 1, pp.54-55, 1973-05-08. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

炭坑絵馬の「請元、北島恵助」に関する資料

細川 章

多久市は歴史的にも石炭と深い因縁をもっていて、多くの石炭資料が残されています。明治期の資料としては、高取伊好氏の実兄に当る横尾庸夫氏の柚木原・赤坂口炭坑のもの、副島哲吾氏の麻畑坑、稗田麟蔵氏の狩谷山・大副山坑、安倍宗五郎氏の峠坑、資金調達のため替人として浦原政標・瀬田秀昌氏らの文書があります。

また旧多久領主の記録文書の中には、御屋形日記をはじめとする日記類・御小物成役所控・御手当帳・刑罰帳に石炭採掘に関する記録が出て居ります。

御小物成控には、天明八年十二月に既に四下部落（戦後の石炭ブームの頃、この部落はお地藏さんと観音さん以外は全員石炭を堀たと云われて居ります）で西岡八郎兵衛という人が採掘をやって居り、文化八年十一月になりますと、多久領の産出炭が三池炭に押されて、売上げが香んばしくないと訴えが提出されて参ります。「御屋形日記」に由りますなら、年代はもっと遡れる筈と思われれます。「刑罰帳」・「御手当帳」には石炭に関するさまざまな罪科が申渡されて居ります。また、直接関り無い内容であり乍ら、微妙に石炭に投影して来るものも幾つかありました。

例えば、曾って杵島郡北方郷の大崎八幡宮に慶応元年（一八六五年）奉納された「炭坑絵馬」の請元、北島恵助、稗田麟蔵のうち、稗田麟蔵はよく知られて居りますのに、北島恵助については全く分

っていないようですが、同姓同名の人物が刑罰帳に二回出てきます。初出は天保十四年（一八四三年）卯八月廿九日に酒の不正売渡して閉戸と科銀三枚の申渡しを受けて居り、原文を引用すると次の通りです。

「 仰 渡

其方儀、先般酒屋方嚴重之御法をも被相立置候処、御法之次第も不相用、殊更痛酒を式割明しにも相当り候様ニ、百文酒ニ致売方、人を掠利潤を取、近来昇進亦被仰付候ハ、自余之手本共可相成善之処無其儀、剩一人之下目附役目をも不相憚、甚不埒之致取斗、以之外不宜ものニ候、依之屹度御手、可被仰付善之処、此節御祝柄ニ被相對御有免を以閉戸被仰付、御手当中商売被差留、其上科銀三枚被相懸もの也、

天保十四年卯八月廿九日

ここでは酒屋商売をしていたことを注意すべきでしょう。

もう一つは密通により弘化三年（一八四六年）午九月十三日に五郎追放に処せられ、追書によれば嘉永二年（一八四九年）領主の婚儀により刑を許されています。身分が御歩行とあるのも注意してよいと思います。原文は次の通りです。

「 仰 渡

(後筆)

「 帰住

御歩行

嘉永元申十二月十八日

北島 恵 助

遅春院様七年御忌ニ付、神崎・藤崎二郡被差免候

嘉永二酉九月晦日

御前御婚姻御祝ニ付、御私領之外被差免候事」

其方儀、昌福寺相続向之世話相頼候ニ付、年来出入懇ニ相成候末、

(被覽)

同寺後家と令密通、背御太法、言語道断不届至極候、依之神崎・佐嘉・小城・杵嶋・藤津五郡被相障者也

弘化三年午九月十三日

此の史料の前には密通の相手方の昌福寺後家への刑罰が次の如く出ています。

「 仰 渡

(後筆)

昌福寺後家

「嘉永元申十二月十八日

た み

遅春院様七年御忌ニ付、神崎・松浦二郡被差免候

嘉永二酉九月卅日

御前御婚姻御祝ニ付御私領之外被差免候事」

其方儀西岡麟左衛門ヒ官森忠藏娘相果候節縁類ニ而も無之処、為忌問同人次男森藤次郎相妨茶講差送、且又御歩行北島恵助へ寺相続向

之世話相頼候ニ付、兼而致出入懇意之末、後家之身分として操を令失脚致密通、彼是背御太法を、言語道断不届至極候、依之神崎・佐嘉・小城・杵嶋・松浦五郡被相障者也

弘化三年九月十三日

この二つの北島恵助に関する史料で、これらが同一人物かどうかはさておいて、どちらか（或はどちらも）が炭坑絵馬の北島恵助であるとすると、大変興味のある問題です。若し何かの機会に確証が得られることがあったら、この一見何の脈絡も無いかと思われる記録が、炭坑資料になってしまうのです。慶応元年の請元北島恵助の二〇年前の生活の一断面を物語るからです。心を傾けて文書に接していると、こんな疑問が幾つも出て来るようです。